

第六回 国会 運輸委員會 會議錄 第九号

昭和二十四年十一月二十一日(月曜日)
午前十一時七分開議

出席委員

委員長 稻田直道君

理事 大澤嘉平治君 理事 岡村利右衛門君

理事 關谷 勝利君 理事 前田 郁君

理事 米窪 滿亮君 理事 佐伯 宗義君

理事 大西 禎夫君 理事 木下 榮君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

尾關 義一君 高橋 定一君

坪内 八郎君 島山 鶴吉君

滿尾 君亮君 松井 政吉君

清藤 唯七君 柄滿之丞子君

飯田 義茂君 石野 久男君

出席國務大臣

運輸大臣 大屋 晋三君

出席政府委員

運輸政務次官 原 健三郎君

(運輸大臣官房長) 荒木茂久二君

(運輸事務官) 間嶋大治郎君

(大官官房觀光部長) 足羽 則之君

(鐵道監督局長) 石井 昭正君

(鐵道監督局) 牛島 辰彌君

(國有鐵道部長) 紙田千鶴雄君

(運輸事務官) 岩村 勝君

(自動車局長) 岩村 勝君

(運輸事務官) 岩村 勝君

委員外の出席者

運輸事務官 岩村 勝君

專門員 岩村 勝君

十一月十九日

陸運局分室の地方庁移譲反対に關する請願(田中彰治君紹介)(第九五七号)

同(木村榮君外二名紹介)(第九五八号)

同(木村榮君外二名紹介)(第九五八号)

同(木村榮君外二名紹介)(第九五八号)

同(木村榮君外二名紹介)(第九五八号)

同(木村榮君外二名紹介)(第九五八号)

同(木村榮君外二名紹介)(第九五八号)

同(木村榮君外二名紹介)(第九五八号)

同(木村榮君外二名紹介)(第九五八号)

同(保利茂君紹介)(第九五九号)

同(佐々木秀世君紹介)(第一一一一號)

同(井出一夫郎君紹介)(第一一二二號)

同(外一件)(三池信君紹介)(第一一二三號)

同(外一件)(北川定務君紹介)(第一一四四號)

同(外一件)(永井英修君紹介)(第一一五五號)

同(柄澤之丞子君外一名紹介)(第一一六六號)

同(外一件)(木村榮君外二名紹介)(第一一七七號)

同(外一件)(伊藤郷一君紹介)(第一二二二一號)

紙及びバルブの貨物運賃制度改善に關する請願(片岡伊三郎君紹介)(第九七〇號)

盛岡市に鐵道局設置の請願(外一件)(山本猛夫君紹介)(第九八〇號)

類似村から梶泉村を経て広尾町に至る間に鐵道敷設の請願(篠田弘作君紹介)(第九八四號)

鳴門港改修の請願(生田和平君紹介)(第一〇〇一號)

久美浜港修築の請願(前尾繁三郎君紹介)(第一〇〇二號)

千葉鐵道局設置の請願(田中豐君外一名紹介)(第一〇二四號)

三陸鐵道敷設促進の請願(大石武一君紹介)(第一〇三四號)

岩原駅を荷物駅として存続の請願

(長野長廣君紹介)(第一〇四二號)

亞炭の鐵道運賃軽減の請願(野坂參三君外二名紹介)(第一〇六〇號)

貨物運賃通算制実施の請願(早稻田柳二門君紹介)(第一〇六三號)

甲浦港口の暗しより除去工事施行の請願(長野長廣君紹介)(第一〇七〇號)

大山口駅改築の請願(稻田直道君紹介)(第一〇八六號)

野岩羽鐵道を西那須野駅まで延長並びに大宮、白河間電化の請願(森山欽司君紹介)(第一〇八七號)

草輕電氣鐵道株式會社線路縮小反對に關する請願(林百郎君外二名紹介)(第一一二七號)

仙台陸運局の所管區域を東北六県に變更の請願(庄司一郎君紹介)(第一一四九號)

花釜線上有住村に新駅設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一六三號)

千葉、佐倉間電化促進の請願(外三件)(竹尾式君紹介)(第一一七一號)

河下港修築工事促進の請願(大橋武夫君紹介)(第一一七六號)

大宮、宇都宮間及び大宮、高崎間並びに高崎、小山間電化促進に關する請願(山口好一君外二名紹介)(第一一七八號)

氣象官署拡充に關する請願(柄澤之丞子君外一名紹介)(第一一八三號)

四国地區國營バス拂下げの請願(大澤嘉平治君紹介)(第一一九九號)

姫路市に鐵道局設置の請願(立花敏男君紹介)(第一二一〇號)

貨物運賃値上げ反對の請願(田中堯平君外一名紹介)(第一二一六號)

貨物運賃値上げ反對並びに運送業務複數制實施促進の請願(田嶋ひで君外二名紹介)(第一二一七號)

佐川、松山間國營自動車を別府村森まで延長の請願(長野長廣君紹介)(第一二一九號)

の審査を本委員會に付託された。

同日

盛岡市に鐵道局設置の陳情書(岩手県九戸郡大川目村長櫻庭榮一郎外一名)(第二四二號)

府縣道大會根山形停車場踏切に、線橋架設の陳情書(山形商工会議所會頭天野善助)(第二四四號)

げたを貨物運賃値上げから除外の陳情書(仙台市南材木町十一番地宮城縣木履工業協同組合理事長鈴木仁平治)(第二五三號)

石灰石に對する鐵道運賃引下げの陳情書(東京都中央區銀座二丁目三番地石灰石鋸業協會會長芳賀茂内)(第二五五號)

米原、姫路間鐵道電化の陳情書(兵庫縣議會議長加藤秋一)(第二七二號)

げたを貨物運賃値上げから除外の陳情書(大阪府阿倍野區松崎町二丁目二十八番地大阪府けた製造工業協同組合理事長松島彌市)(第二七三號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

日本國有鐵道法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二號)

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二號)

本日

本日

本日

本日

本日

本日

本日

本日

本日

本日

本日

○大澤委員長代理 これより運輸委員會を開きます。

議事に入る前に御報告申し上げま

す。去る十九日本委員會に付託になり

ました請願は三十六件、送付になり

ました陳情書は六件でありますから、念

のためお知らせいたしておきます。こ

れより日本國有鐵道法の一部を改正す

る法律案を議題といたし、審議を進め

ます。前會に引続き質疑を行います。

石野君。

○石野委員 私は鐵道法の一部改正に

關する法律案の中で、二、三の点につ

いて政府に御質問を申し上げたいと思

います。

本法案は國有鐵道法の中の、特に會

計に關する部門について、新たに國鉄

が公共企業体になったことによりまし

て、會計法規をかえることになるわけ

でございますが、國鉄が公共企業体と

なりまして後におけるところの企業

形態は、さきにも大臣からいろ／＼説

明がありましたように、企業体にはな

つたけれども、大体従来の國鉄と同じ

ような形で運営されるものであるとい

うことを、しげ／＼言われておるわけ

であります。しかしながら公共企業

体の企業運営に對しましては、従来國

鉄の政府機關として持つておりました

ものとは、また非常に違つた面もあり

ますし、また會計法に對しましていろ

いろな改正点を加えるにあたりまし

て、特にこれによつて行われますい

ろいろな面については、われ／＼とし

まして、その公共企業体の性格の点か

ら

ら

ら

ら

ら

ら

ら

らいたしまして、いろいろと考へなければならぬ点があると思つてござい
ます。特にこの法律を通じて、ほ
とんどの面が、運輸大臣の権限のも
とに強行されるという点点が強調
されておるのではありませんか、この点に
つきまして、公共企業体という性格か
らいたしまして、鉄道總裁の権限と
運輸大臣の権限との間において、もつ
と鉄道總裁の方の権限が、法の中では
強く盛られていてはいませんかと思
はれるのでありますが、こういう点に
ついての政府の見解をまず第一番にお
聞きしたい。

○足羽政府委員 国有鉄道法の現行法
におきましては、大臣の国有鉄道に対
する権限は、御承知のように比較的少
うございまして、国有鉄道の運営自体
に關しては總裁がその責任の衝に當つ
て、相当いろいろな権限を有しておる
ように私考えております。ただ政府が
全額を出資して特別にでき上つた国有
鉄道であるという点と、交通業である
という点から、運輸大臣の交通に對す
る一般監督と、それから大蔵大臣の財
政上の観点からの監督、こういうもの
が現行法において規定されておるので
ありますが、政治改正法におきまして
は現行法よりもさらにその監督をきつ
くしておる点はないのでありまして、
むしろ経営の根本、中心になるものが
会計、財務でありますので、その点で
いろいろ従来御説明申し上げましたこ
とと、總裁の国有鉄道を動かす得る幅
が相当にゆるくなつたと申しますか、
自主性に富むようになつて來た。ただ
その程度の問題につきまして、これを
どういう程度にするかという点につい
ては、いろいろ見解の相違はあろうか

と思ひますが、關係方面あるいは關係
庁といつて、討議をいたしました結論
が、今回の改正案として御審議を願う
ような程度になつたのであります。そ
れは会計、財務の点について経営の最
も根本に觸れる。そうした点について
の国有鉄道の自主性と申しますか、そ
ういつた点は現在よりもゆるくなつて
おる、こういうふうには私考えておりま
す。

○石野委員 そういたしますと予算の
問題でございますが、特にこの予算の
議決については第三十九條の四におい
て、「日本国有鉄道の予算の議決に關し
ては、国の予算の議決の例による。」と
いうことになりまして、国有鉄道の予
算は国の予算の議決の例によつて行
うことになるのでありますが、公共企業
体としての性格と、その企業性を強調
する意味におきまして、將來この公共
企業体の性格は、国の予算に縛られる
ということのみでなく、企業体独自の
で予算の内容のいろいろな活用がで
き得るという余地を、將來に對して残
すということについては、全然今のと
ころは考へていないのでありまして
か。あくまでもやはり国の予算で縛る
という考へ方が中心になつて行くので
あるかという点についてお伺いした
い。

○足羽政府委員 やはり国有鉄道の経
営に關するいろいろな歳入歳出の問題
は、予算によつて議會にかけける。こ
ういふ点はかわりございません。

○石野委員 この企業体で行われるい
ろいろな経営、あるいは事業というも
のについての、そうした関連性から見
まして、事業に従事するところの公共
企業体關係の従業員の問題でございま

すが、この問題については、さきに公
務員とそれから公共企業體關係の勞務
者の間には、それ／＼の法案が別個に
制定されて、違つた取扱ひが行わ
れるようになっておるわけでありま
す。この今度改正される法律案におき
まして、そういう面から來るところの
勞務者に対する取扱ひの点について、
特に公共企業體關係勞務者の諸君に對
するところの取扱ひの点については、
どのような御見解を持つておられま
すか。

○足羽政府委員 公共企業體になりま
して、その従事員と公務員との違いと
申しますと、労働關係は御承知のよう
に公共企業體労働關係法によつて律せ
られるわけで、その点が違ふ点でござ
います。また給與の点につきまして
は、現在の国有鉄道の従事員の給與は
大体どういふふうになりますかとお
申しますと、現在のところでは国有鉄
道總裁によつて給與に対する規程がき
められております。ただその内容は、
従來公務員であつたときの給與と、内
容において大体同様でございします。で
すからただ法律的には根拠が違ふ、こ
ういふようなことになるわけでありま
す。

○石野委員 法律的には根拠が違ふの
であるが、従來と同じだといふお話で
あります。それ／＼と申しますと特に會
計と關連するわけでございますけれど
も、勞務者の給與の問題で、特に前に
も問題になつておるといふお話であ
りますが、四十四條の「予算の中で給與
の額として定められた額をこえるもの
であつてはならない。」その年度内の予
算の中で定められた額より以上にその
給與を拂ふことができぬといふこの考

え方は、企業その事業年度における
成績なり何なりを一方に考へ、また客
觀的には一般の生活水準の問題、そう
いふものと考え合せて、公共企業
體における勞務者の給與といふ問題
は、われ／＼にとつて非常に重要な問
題になると思ひます。この第四十四條
に規定されておりますところの、当
該年度の予算の中で給與の額として定
められた額を越えてはいけないといふ
ことについて、われ／＼としてはあま
りにもこれは理不盡な考へ方のように
思ひます。政府とい
つたしましては、これに對してどのよう
な考へ方を持つておるのでありまし
うか。

○足羽政府委員 現在給與がどうきめ
られておるかといふことは、今御説明
申し上げた通りで、總裁達によつて給
與の根拠がきめられておるわけであ
りますが、現在の国有鉄道法におきま
しては、職員の給與に對する原則と申
しますか、それは二十八條に規定され
ておる点であります。すなわち抽象的
に書いてあるのです。職員の給與は、そ
の職務の内容と責任に應ずるものでな
ければならない。それから第二項に
は「生計費並びに國家公務員及び民間
事業の従事員における給與その他の條
件を考慮して定めなければならぬ。」
つまり給與がどういふふうな点を考慮
してきめらるべきかといふことが、抽
象的に二十八條に規定してあるのであ
ります。なお改正法の四十四條におき
ましては予算が定められるのですが、
二十八條の精神によつて国有鉄道自体
で、職員の給與準則といふものをきめ
なければいけないといふ点をまずはつ
きりいたしまして、そしてその給與

準則によつていろいろ給與といふもの
がきめられるのです。しかしそれに対
する予算といふものは、予算で審議さ
れるわけでありまして、その予算の中
の給與の額として定められたものを越
えるような給與準則であつてはいけな
い。こういう点が明示してあるのです
が、これは一方、予算として年初にい
ろいろ定められたものを、ただ自由に
動かすといふ点も、一面から申します
とやはり予算の性質上、何らかの制限
があることは一応やむを得ない点で、
あながち不当とも言へない、こういう
ふうには考へます。給與の額をもし変更
する必要がある場合には、そのときの
実情により、そのとき／＼の必要な
手続によつて、適正に修正するべきも
の、こういうふうには考へております。

○石野委員 ある程度の制限のあるの
はやむを得ないものであるといふふう
なお話であります。そこで私は本質
的な問題として、今度の日本国有鉄道
法によつて公共事業體になりました基
本的な問題は、鉄道が獨算制の立場を
はつきり打出すべきであるといふこと
が、基本精神だと思ひます。ございま
す。そのことの意味するものは、あくま
でも鉄道自体がそれの赤字を埋め合せ、
そして黒字を出すようにして行けとい
うことだらうと思ひます。企業に對し
て、企業の獨立性を強く要望している
のが、今度の日本国有鉄道法という
ものができた根本精神であらうと思ひ
ます。こういう意味におきまして企業
自体に對して、またそれに従事する従
業員諸君に對して、企業の公益性はも
ちろんのこと、獨算性を十分に要求し
ている二面において、それに従事する
従業員に對しては、国の予算において

きめるその額を越えてはならないといふことがきめられているといふことは、非常に矛盾するように考えます。私の見るところでは、鉄道に対して公共企業体としての採算制、企業性を十分に発揮しようといふことを、あくまでも要求している。ところがそれに対するいろいろの給與の問題等については、国がある線を押えて行く。もちろんあとで御説明のありましたように、そのとき々々の変化に従つて変更すればいいんだといふことは、なるほどよくわかります。わかりませんが、現実の問題としてそれはなかなか困難なことであるといふのは、すでに今日この年末におけるところの、国鉄の諸君がいろいろと給與の問題について要請しているにもかかわらず、それが容易に実現しにくい実情にあるといふこと自体から見て、わかることだと私は思うのであります。このような意味において、私は法の特に第四十四條で、こういう規定をしておくといふことは、企業体に対する国の制約をあまり強くし過ぎるのじやないか。少くとも公共企業体としてこういう法案をつくり、その企業形態を確立している今日において、こういうきめ方は非常に矛盾した規定と考えるのであります。このこと自体が公共企業体としての国有鉄道に大きな制約を加えることになり、やがて採算制をはばむものになつて来るのであらうと思ひますので、この点についてはただいまの御説明だけでは非常に納得しにくい点があるものであります。採算制の基本的な考え方に基きまして、ただいまの点についても一度政府の所信をお聞かせ願ひたい。

○足羽政府委員 その点につきまして

は、しばしば御説明を申し上げました次第ですが、必ずしも私今御質問のようにも考えておりませんので、これは多少見解の相違かと考えます。

○石野委員 ただいま見解の相違かと思ひますという御答弁であります。もちろん見解の相違になれば話にならないわけでございますけれども、私は第五国会で公共企業体法案がはつきり可決しまして、国鉄が公共企業体になつたといふことの根本精神は、今までのように赤字を一般会計から補つて行くといふやり方ではよくない。国がいろいろしりぬぐいをしていふようではいけないから、それ自体として特別にお前らしつかりやれ、ということが基本精神であつたわけですから、そのお前らしつかりやれといふことで、いろいろなりな中で、一方では赤字を出させるようなことをしているにもかかわらず、もう一方は職員の給與は、国の一般的な予算の事情からそれを押えて行くといふことは、これは見解の相違だけでは、私は済まないと思ひます。私だけでは、これは済まないと思ひます。このみならず、先ほど私が申し上げましたところの、運輸大臣が今度の改正される諸点において非常に大きな権限を持つて、いろいろの点を押えて行くといふ点などにつきまして、その企業の独立性を非常に抹殺する結果になるであらうといふことを私は恐れるのであります。あくまでも採算制の精神にのつとつたやり方をやつてもらわなければ困る、こういうふうなことは私も考えます。ことに現にこの問題と関連しまして、ただいま見解の相違といふことを言われたのでありますけれども、国鉄の労組の職君は現に九千七百円のベースを要求しております。

す。このことはだれが見ても妥当だ。現在の事情で、昨年の十二月にきめました給與ベース、六千三百円ベースをそのまま持つて越えて行つて、この年の額を越えたいといふのはむづかしいことはわかつてゐる。政府当局でもわかつてゐるはずであります。人事院の諸君でもわかつてゐる。うす／＼われわれが聞くところでは、人事院では勧告しなくてはならぬといふ腹を持つておりながら、予算の処置の上でこれを制約されてゐるといふことを聞いてゐるわけでありまして、そのことが十四條を改正される法案の中に盛り込まれたといふことは、われ／＼として容認することができないのです。あくまで企業の独立性を發揮させるためには、その企業体において採算の度合いを、企業の責任を持つてゐる總裁がその腹によつてきめたものは、やはり採算制の建前において執行させるのが当然であらうと思ひます。名前だけは與えておつても、お前らひとりぼつちで歩いてはあぶないんだ、やはりおれが見ているところ以外には歩いてはいけなないのだ。こういうきめ方では、とても採算制の本質といふものは生きて行かないと考へますけれども、こういう点については見解は、ただ見解の相違だけでは済まないだらうと思ひます。政府としては、それをどのようにして政府として補償して行くかといふように考へておられるか。こういう矛盾をどういふふうにして補償して行くかと思へておられるか。それともただ見解の相違で、そういう矛盾は全然ないものであつたらうと思ひますか。その点をはつきりお伺ひしたい。

○足羽政府委員 国有鉄道の職員の給與が、どういふふうに定められているか。またどういふ根拠法規によつて定められるべきかといふことは、今御説明した通りであります。給與の変更に含まれて、国鉄の経営の財政面に、もう少し潤達性を與えなければいけないといふ御意見のようでございます。すなわち、むしろその点を申し上げますと、問題はしばしばこの委員会でも御質問がございましたように、国有の企業活動に対する根本の財政面を、議院に予算として出すか、あるいは財政計画として出すか、あるいは予算として出すか、あるいは同様な手続によつて出すか、あるいは同じ予算として出すか、あるいは、議会の拘束がある款、項、あるいはそれ以下の予算の行政面の制約がある目、節といったようなものを、どういふふうに組みかえて行くか。そういうふうな問題にこまかく触れて行くかと思ひます。それらの点につきましては、従来申し上げたように、いろいろ検討をいたしましたので、そして鉄道が非常に大きな独占的な公共企業体であり、かつ公共性のある大きな事業である。そういう大きな事業経営であり、公共性のあるという観点から考へて、やはり相當な国の制約といふものも、現状においてはなければならぬであらうといふ点から、予算の形で出すことに落ちついて、この改正案の骨子となつておることは、今しばしば御説明申し上げたような点であります。そこで給與の問題でありまして、給與の点につきましても今まで御説明申し上げたごとく、改正案におきましても多少いろいろの拘束もござい

ますが、これは予算として組み入れたといふ形において当然のことでありまして、この程度のいろいろの拘束はやむを得ないかと思ひます。また給與変更の問題につきましては、法律の内容とは全然別個なことでありまして、具體的にいかに給與がきめらるべきかといふことの解決につきましては、法規の運用に帰着いたすのであります。おのずから財政上の観点、あるいは一般産業とのならみ合せ、そういうものから考へらるべきものでありまして、今御説明申し上げた点とは別個なものであらうかと考へております。

○石野委員 給與上の問題は別個の法規がこれを処置するといふ、ただいまの御答弁でありましたが、私は第四十四條の規定は、やはり給與問題を考える基本的な問題になつて行くかと思へるものでありまして、これは見解の相違といふよりも、むしろこの法文自体に書いてある意味が、給與問題の限度といふものをはつきり押えているといふことが言えると思ひます。ですから、それでもやはり別個な方法でやるのだといふふうには解釈されるのでありますまいやうか。

○足羽政府委員 一定の給與の基準が給與準則で定められておまして、それが予算の範囲内であれば、別段問題はないわけでありまして、そこで予算を越えるような問題の場合には、あるいは追加予算を提出するとか、あるいは所定の手続によつて、それをどう扱つかといふことが扱われるといふことにならうかと思ひます。

○石野委員 別に私は、この二十八條の職務の内容と責任に應ずるもので

なければならぬ。というふうには、給與規程の仕方のこまかい問題について申し上げるのではなくて、いわゆる給與問題自体の大きなことというものが、いつの場合でも給與の本質的な問題であらうと私は思うのであります。給與の一つの階級におけるところの問題などというものは、もちろんこれも給與の問題には相違ありませんけれども、少くとも国会で論議される問題といたしましては、その給與の総額が、こうした法案の中で規定されるということ、それ自体の問題だと私は思うのであります。もちろん職階級の内容の区分についての処置の仕方も問題でありますけれども、それ以上にこの四十四條の問題が大きな問題であると思ふのであります。これはやはり法案の中でどう規定すべきでないと私は考えるのであります。ことに先ほど申しましたように、独算制を特に強調しておる建前からいたしまして、給與自体についてはその企業の責任において処置すべきであると思ふのであります。おそらく公共企業体としての国有鉄道は、その独算制の帳じりは、あくまでも公共企業体としての国有鉄道自体が、責任を持つて行かなければならぬものだと思います。その帳じりが黒であるか赤であるかというところの責任を持つこと自体が、問題であるであつて、給與の問題はそれに内包される問題だと私は思うのであります。こういうところまで政府が干渉すべきでない。こういうことを干渉するのならば、むしろ公共企業体としての国鉄を置く必要がないので、何ら独算制を公共企業体を責任づけるという意味にはならないと考えるのであります。

前にも申しましたように、あまりにも運輸大臣の職権的な面での、干渉面が多いと考える一つの証左であらうと私は思うのであります。先ほど御答弁にありましたような給與問題の他の面は、この二十八條の規定の方向で処置されるのであつて、これは関連性がない。そういうこまかい問題としてではなくて、大きな問題としての、企業自体の問題としての立場から、やはり私は四十四條の規定の仕方は間違ひであると考えますので、いま一度その点についての御所見を伺いたい。

○荒木政府委員 今給與の額を、運輸大臣のところでわくをきめるといふうけであります。給與の予算はどのくらいになるか、建設の予算は幾らになるか、これは一應政府で案をつくりますが、それは国会の承認を得て、国会において議決されるわけでありまして、その給與の額を運輸大臣がきめる、こういう趣旨ではございませんので、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○石野委員 今荒木政府委員のおつしやられた点は、私はさういふうに言うたのではないのであります。運輸大臣がきめると言つたのではない。四十四條には国会がきめると書いてあります。私は前にも運輸大臣の職権的な面で非常に多方面にわたつて、特に会計面については強く出ているということをおつたのだが、そのこととの関連性において、この四十四條の規定は正しいけれども、政府の干渉が非常に強く出るといふうに考えるのであります。特に国会がきめるのだからというものは、非常に民主的にならうに見えるけれども、私は給與の総額について国会といえども、さういふうな文面に現れたような形での規定の仕方は、間違ひである。さういふうに思つておるといふことを言うわけでありまして、

○瀧尾委員 四十四條について私も一言お聞きしたいのであります。これは非常に今問題になつております給與準則が、将来予算の範囲内でどうきめられるかということになるのであります。さうすると二十八條でもつて、国家公務員及び民間従業員におけるもの、その他の条件を考慮してきめなければならぬと書いてありますから、当然に予算の審議のときに、国家公務員の給與準則がものさしになつて、この国鉄の給與準則も定められる危険が将来に於いて多分にあると思ふ。さうしますと先ほどから論議になつております国鉄の独立採算制に基く独立制、ないしは国鉄従業員の従事してあります業務の特質と、一般国家行政事務を扱つております者の職務の内容、その勤務の実態は相当開きがありますが、ひよつとするとその国家権力を背景にしてデスク・ワークをしておる人の給與の準則が、国鉄の将来の準則になるといふおそれはないかどうか。この点を考へなければ、今回のこの四十四條の精神といふものは、非常に危険になると思ふのであります。この点についてどういふうに考えておられるか。また予算の総額できめておられるから、ある程度操作ができるといううな見解も、この四十四條の裏づけにあるようでありまして、国鉄の総裁は普通の状態におきまして、国会の承認を経ました予算を執行して参ります。が、何かよくの事情ができまして、

例外的事態が発生した場合に、責任支出といふうなことができるようになつておられますかどうか。私はさつと見ましたところでは、その間の事情はつきりしておらぬ。せいふく予備費くらいのは出せるように、予算は当然つくられてあるだらうと思ひますけれども、予備費といふものはあくまでも予備費であつて、国会を開いていただくひまはない。予備費では足りないのだといふうな場合に、国鉄の総裁は責任支出をして、事後に運輸大臣なり、さらに国会の承認を得るといふうなからくりが一応ないと、国鉄総裁といふものは困つた立場に置かれるのではないかとさういふうな気がするものであります。

さらにもう一つ伺ひますが、予算の総額がきめてあれば、給與を高めようと思つたならば、事業の実態にかんがみまして、国鉄の総裁は相当の人員整理をすることができたらうと思ふのであります。さうすれば個人々々の單価を上げることができると。だから国鉄の総裁はみづから選ぶところから従つて、やりにくいではございませうけれども人員整理をして、この一人当りの單価を上げることができるといふか。もし人員整理をいたしますといふことになれば、前回は国家公務員法の改正でやつたやうであります。将来はさういふうな法規上の手続といふものはいふうな手続ではないかと思ひますが、どういふうに考えておられるのであります。会社が将来人員を整理する場合は、経営上の見地に立つて、独自の考えをもつて整理の案を立てることができ、かつこれを執行することができたらうか。この三点を

ちよつと教えていただきたい。

○足羽政府委員 公務員の給與によつて、将来国鉄職員の給與といふものが減らされはしないか。さういふ第一点の御質問であります。それは現在二十八條にも明らかなごとく、公務員の給與は生計費及び民間事業の従事員における給與その他の条件とともに、国有鉄道の職員給與を考へる場合の一要素であるといふうに考へております。ただ現在の実情が、国有鉄道が政府から離れましてまだ余日もありませんので、たゞいま御説明申し上げましたごとく、現在は日本国有鉄道職員俸給等支給規程という総裁達によつて、支給される給料の内容がきめられておるのであります。これはしかし政府から分離する前の規程と、ほぼ同様のものを総裁達で規程をしておるのだ、さういふ御説明を申し上げたわけでありまして、これは実際さうした現在日ものがまだたつておらぬといふ実情に基くものといふうに考へております。

それから第二点の、何か非常に不時のことでもあつた場合に、責任支出をなし得るか、ないかと。予備費がきめてありまして、それ以外に責任支出を自由になし得るといふ点は、現在の法規上はないように考へております。

それから第三点の、今後総裁が給與を高めたり何かする必要のために、人員整理を自由にやり得るか。さういふ法規上の根拠なくやり得るか。さういふ話でございしますが、これは先般の整理の場合に、定員法によつたという意味での法規上の制限はなく、総裁が自分で国有鉄道の運営の事項として、一

ちよつと教えていただきたい。

つの重要な問題として考慮されるもの
と思うのでありますが、しかし現在の
国有鉄道法におきまして、職員の降職
及び免職に関する規定がございます。
あるいは休職に関する規定なんかもご
ざいます。そうした現在の現行法によ
つて制約される点があるというふうに
考えております。

○満尾委員 それではもう一言伺いま
すが、二十八條の二でもつて国家公務
員というものはつきりうたつておる
のです。これはうたつてなくとも、国
有鉄道法に大世帯の給與でござい
ますから、当然国家公務員の給與基準
というものを参酌するにきまつてお
る。これを事実上無視してきめよう
なことはない。従つて今政府委員の御
答弁のように、国鉄従事員の給與の準
則をきめるときに、公務員の給與の準
則を参考にするとは、事理明白のこと
といひますか、当然のことです。と
ころが二十八條は、わざ／＼ここに国
家公務員の給與を参酌するということ
を法律上明文をもつて書きましたとい
は、これは非常に強い拘束を與えてい
るのと、ほとんど相去ること遠からず
というふうなことになるはせぬか。こ
とに人事院の關係だが、国鉄の将来の
給與に對して何らかの勧告する力がある
ものかどうか。ただそれは国家公務員
の給與の準則をさすという間接的の立
場にあるのかどうか。人事院も相當に
国鉄従事員の給與基準に對して、何ら
か關連ある発言をする力があるかどう
か。これを一つ伺いたいということ
と、お話のように、考慮の一要素であ
るということは、おそらく間違いない
である。それよりもずっと強いものだとい
うことを想像できるのですが、そうい

うふうに政府委員は見えておられないか
どうか。またもしそういうふうな強い
拘束をするものであるとするならば、
それが将来の国鉄従事員の準則とし
て、そうすることがよいと考えておら
れるのであるかどうか。それからここ
に民間事業と書いてありますが、この
民間事業とは、国鉄と同じ鉄道運輸の
事業に携つておる民間事業という意
味であるか。広く何でもかでも世間一
般の民間事業の意味であるか。どうい
うふうに解釈しておられるか、それを
伺いたい。

それからちよつと人員整理の話とい
ひましたが、これは二十九條の四
で、業務量の減少その他経営上必要な
ときはできることに、法律上は書いて
あるのですが、将来人員整理等の問題
につきましては、運輸大臣の承認を経
ないでもやるのかどうか、大臣はそれ
について干渉せられる意思があるかど
うか、これを伺つておきたい。

それから總裁の責任支出の方法がな
いといふことは、この法律の非常な欠
陥であらうと思ふ。ぜひ修正してい
たがたいと思ふ。予備費の程度でそれ
を一応きめて、これだけ大きな責任を
待たして、どうして事態が起るかわか
らぬのに対して、責任支出の方法がな
くては、實際運営の面に入る人はたま
らぬと思ふ。国鉄の要求によつて臨時
国会を開くという保証があれば別であ
りますけれども、その点で私は非常に
欠陥があると思ふ。

○足羽政府委員 人事院の勧告の点に
ついては、国鉄には關係がないものと
考えております。

第二点の、公務員の給與というもの
を考慮條件として、單なる一つの要素
以上に強く見ているかいないかという
問題でございしますが、生計費並びは国
家公務員の給與、あるいは事業体とし
ての一般民間事業の従事員の給與、こ
ういふ要素を三つつかまえて、法
律にそれを考慮してきめなければいけ
ないと書いてあるものでありまして、い
ずれの点に輕量の差はないと考へま
す。

それから従つて公務員の給與も標準
にとらふといふことは、當然だと考へる
かどうかという御質問の第三点でござ
いますが、それは今第二点に申し上げ
た点で御了解いただけることかと思ひ
ます。

それから整理に大臣の承認が必要か
どうかという御質問であります。こ
れは必要がないと私考へます。あるい
は事實的には私も相談を受けること
があるかもしれませんが、しかし總裁
個人、国有鉄道としてこれはやられる
ことだと考へております。

最後に、責任支出の方法に備へる点
を考へなければならぬという御意見に
つきましては、事實現在の法律にその
改正はございせんので、なお私たち
としてはよく研究をいたしたい、こ
う考へます。

○満尾委員 私の質問は終りました。
○石野委員 四十四條の問題につきま
しては、十分釈然とする御説明をいた
だけないのでございしますけれども、一
応これで打ち切りまして、あと四十二條
の二に「鉄道債券を発行すること」がで
きる」といふふうになつてゐるわけ
でございします。この鉄道債券の発行が
できるということにつきましては、こ

れはもちろん国会の議決を経るとい
うことになるものと思はれるわけでご
ざいます。これについては現在の政府
の提案される意図をいたしまして、鉄
道債券の最高額とかいふようなもの
について、別段の規定をこの際設けて
おく必要も何もないといふことを考へ
えになつてゐるのでありましようか。
それはそのとき／＼で処置したらよい
とお考へになつてゐるのであります
か。

○足羽政府委員 鉄道債券を発行す
るにいたしましても、その額につきま
しては予算で定められると考へており
ます。それから鉄道債券がどうい
う形で、どういふふうに行なわれるか
といふことにつきましては、今後政令で
その準據する点を規定するようにな
らうかと考へております。

○石野委員 政令でそれが規定される
ことになるというふうに承つたのであ
りますが、もちろん政令といへば政府
で定めることになつてございしまし
うけれども、政府から長期借入金、あ
るいは短期の借入金をするということ
は、もとより独立採算制をやるために
は必要でありましようけれども、こ
ういふ鉄道債券をどういふ形で運輸大臣
の認可を受けて発行するかといふこと
については、私としましてはいろいろ
な点で問題があるように思ひます。

それと、それだいたひ政府の御説明に
よりまして、それを政令で出すことで
あらうといふふうになつたわけでご
ざいます。これについて全然何らかそ
うしたことに對しての現在のところ
は構想がなくして、ただ国会へ予算の
事情に基いてそのとき／＼で出して行
くのだといふ点、そういうことだけに

しか現在はまだ考へが至つていないの
かどうか。いま一度承つておきたいの
であります。

○足羽政府委員 實はまだその点につ
いては、個々の点について詳しく検討
中でございまして、今まとめてここ
でまだ御説明申し上げる程度に止つてお
りませんが、鉄道債券の応募、あるいは
は拂込みとか、交付の方法とか、い
ろいふ鉄道債券の発行に關する條件など
について、今検討中でございします。

○石野委員 鉄道債券の問題につきま
しては、まだ検討中だといふ御説明で
ありますので、私はこれ以上追究は
いたしません。ただ私もいたしま
しては、鉄道債券の発行される形態な
り、あるいはその額なりといふものが
将来の鉄道企業の上に及ぼす影響とい
うものが、非常に大きいと私は思ひ
てあります。そういう点でわれ／＼は
鐵道が、国のものから公共企業体にか
わるに際しましても、特にそういうよ
うないろ／＼な点で懸念を持つてゐる
わけでありまして、将来にわたります
で、鐵道に對する民間投資といふもの
がどういふ形で出て来るかといふこと
についての観点からいたしまして、こ
この鉄道債券の発行といふことの内容
については、政府としてももう少し具
体的な案なり方針なりをお聞かせ願ひ
たいと私は思ひますのでありまして、今日十
分な御答弁を得られなかつたのであり
ますが、もしでき得ますならばそうし
た構想と後日承りたい。こういうこと
を私は條件といたしまして、一応私の
質問を終ることにいたします。

○關谷委員 簡単に御尋ねをいたした
と思ひます。先ほどもちよつと石野
君からも出ておりましたが、鉄道債券

すが、以前機帆船対策の立場から、海陸運賃の調整が終るまでは、この省炭の輸送は一般競争入札によらないで、従来の通り随意契約にしてもらいたい。こういうことを本会議において決議をしたのでありますが、そういう決議は無視せられたような形になりました。省炭輸送が鉄道に切りかえられ、あるいはその一部を競争入札にせられたというのを聞いているのでありますが、従来省炭は機帆船で輸送をいたしておつたものが、鉄道輸送に切りかえられたものが、どのようになっているのか。あるいは機帆船輸送をやつておつたものが、鉄道にどれだけ切りかえられてゐるか。いまなお機帆船でやつてゐるのがどれくらいあるかということとを、詳細御説明を願いたいと思ひます。

○石井政府委員 国鉄の用炭の陸送、鉄道に輸送を切りかえる問題について御質問でございますが、大体御承知のように従来は約三分二程度は、北海道炭及び九州炭の国鉄用炭は、海上輸送になつておつたのでございますが、本年の七月末にこれを改めまして、全面的に陸送をやるという方針に決定をいたしましたのであります。それは御承知のように当時の国鉄の貨物輸送の状況から見まして、非常に貨車に余裕がある。特に大型の無蓋車につきましては、相当の遊休車を生ずる。また機関車につきましても、当時の貨物輸送力以上に機関車の能力もあるというような観点からいたしまして、いろいろそのための経費を比較いたしますと、海上輸送によるよりは、自分の持つております陸上輸送力で運んだ方がより経

の実績が約十二万六千トン程度でございます。これは一つには現在石炭の購入が思わしくなく、入札量がきわめて少い。ことに北海道方面の入札量がきわめて少いというようにことに事情があるのでございますが、こういうような程度でございますので、現在におきましてもこのために一般物資の輸送を抑制してまで、国鉄用炭を運んでおるというような事実は、まだ見られないのでございます。今後この点についてどうするかということでございますが、海陸運賃の調整ができましたあかたつきにおきましては、それ／＼のルートによります場合の経費を比較いたしまして、適当な姿にもどることであると考えております。

○開谷委員 省炭輸送のことにつきましてはいずれ将来、機帆船をどの程度

○足羽政府委員 最初の御質問の再認価の問題につきましては、まだ政府の方針がきまつておりませんので、ただいまのところはつきり御説明を申し上げかねます。

なお第二点の四十二條の四の相当の利子は、今いろ／＼打合せ中でございます。まして、眞実は私たちもはつきりまだ承知してないのでございます。

○關谷委員 その利率の決定にあたりましては、海上の金融關係とよくにらみ合ひまして、やつてもらいいたいといふことを希望いたしておきます。国鉄は國家の庇護によつて非常に有利であるといふふりなことのないうに、また國鉄が國家にたよるという氣持を起すこと自体が、これが官業の能率低下の大きな原因になりますので、この占にも御留意を願ひたいと思います。

○柄澤委員 加賀山総裁が今日おいでになることを約束しておりましたが、仲裁があるので末弘博士に会うからとのことでお見えになりませんか、運輸大臣に簡単に御質問申し上げたいと思います。

国有鉄道の能率的な経営をやるためには、将来これを国家財政から完全に隔離する御用意があるかどうかということをお承りたいと思います。

○大屋國務大臣 その問題は、何分七十年の歴史のあるシステムを、コーポレーションに切りかえたばかりでありまして、鉄道というものは国家の運営上非常に重大な役割を占めております関係で、遠い将来にはそういうふうな経路をたどるかもしれないませんが、たゞいまのところでは、その問題はさうやう

○柄澤委員　それでは今度の改正によ

○荒木政府委員 会計検査に付すると書いておきますれば、現在の会計検査法の定めるところによつて、会計検査

○柄澤委員　そういたしますと、この

新しい日本国有鉄道法の一部改正法律案が出ましたあと、ただいまの会計検査の法規でもつて、会計検査がずつと行われるわけでございますね。

○荒木政府委員
そうでございます。

○**綱運委員** それから三十六條の條文に入るわけでございますが、三十六條の改正に關連して運輸大臣に伺いたいと思うのであります。これは結局国有鐵道の獨立採算制の確立ということを主眼としておると思うのであります。が、今まで國家予算に中心を置いてやつて來られましたあの帝國鐵道法を昭和二十二年に改正されて、今度はこの法律で資金を調達する制度の確立に向つておられると思うのでございます。が、その点で能率的な經營の條件として、もちろん能率的な會計制度の確立と運営は必要だと思うのでございますけれども、さらに国内の經濟情勢が、日本國有鐵道の獨立採算制と達成

経済九原則の実施によつてもたらされたものであるというような言葉でございますが、運輸大臣はこういうことにつきまして、ただいまの経済情勢が、今根本的な方針の大転換に向つております日本国有鉄道の経営に対して、條件が備わつておるかどうかうことを、御意見として承つておきたいと思ひます。

○大屋國務大臣　もちろん御承知の通

りに、鐵道の運営は公共性に加うるに、企業性をもつて、しかも今回は独立採算制というような制度が確立いたされたので、日本の経済界が相当に不振をきわめ、いろいろな貨物の出まわりというようなことが十分でない場合には、どうも國鉄の成績が上らないことは、これは御承知の通りなのであり

まして、ただいまの状況におきまして

は、やはり柄澤委員の御指摘になりました通り、今日の日本の経済界の大手術をやつておりまするために、将来伸びんとして、まづインフレのごときは收縮して、将来の基盤をつくる今道中にあるりまする關係上、やはり国鉄の経営というものが、採算的に見まして十分でないという現状に、今あることをは事實であります。

○柄澤委員　そうしますと、企業を中心にして資金の調達が、今のような條件でございますと、なかなかうまく行かないような條件だということにもなると思います。その点はいかがでございますでしょうか。

○大屋國務大臣　十分ではないにいた

○柄澤委員 資金の調達が成功するに
とを条件として、自主性の確立がある
と思うのでございますけれども、ただ
いま具体的な鉄道行政の運営上に、重
要な役割を占めているように漏れ聞い
ております運輸審議会に對しまして、
これが当時決定されましたように行
われているかどうか。法律的にきめられ
ましたように運営されているかどうかか

ということについてお伺いいたしました。

す。

○大屋國務大臣　運輸審議會はまだ運
營の日が浅いのでありまして、はたし
て所期の通り十分に百パーセント法律
的に行われておるかどうかが、まだ確信
をもつて申し上げる時期に達しており
ませんが、少くとも所期の目的に対し
まして、各委員が大いに盡瘁しておら

といふことは、十分に認識しておる次第

第であります。

○柄邊委員 国有財産法から今度切り離されることになるのでございますが、財産の引継ぎは、会計検査院の方の御答弁では、まだ十分が行われておらないということでございましたが、これはどうなっておりますか。

○荒木政府委員 会計検査院の局長がお見えになったときのお話では、財産の引継ぎが完全に行われておらない、こういう趣旨のお話ではなかつたと思います。速記録を見ればわかりますけれども、財産の引継ぎが行われておることは事実でございます、それが会計検査院の検査によつて、何か不当の点があるかないか、違法の点があるか

ます。

○柄澤委員 大臣に伺いたいのでございますが、来春の四月ごろになりますと、これが確實に検査ができるというふうなお話でございましたが、この法の実施はその後になるのでございまいやうか。もつと簡単に申し上げますと、それが明らかになりましてから、この法を実施された方がよいのではな

いかと思いますが、運輸大臣はどうい

うふうにお考えになりますか。

○大屋國務大臣　大臣はよくわかりませんから、政府委員をして答弁いたさせます。

○荒本政府委員　われ／＼といたしては、そこに違法も不当もないと確信いたしておるわけであります。しながらそれが違法なりやいなや、不

当なりやいなやは、会計検査院の検査

の結果によつてそれが国会に報告されることと思ひます。その問題とこの實施とは必然的關係がないと考えますので、これはこの法律に定めてあります時期に施行されることが適當であるか、よように考えます。

○石野委員 大臣に質問いたします。第四十二條の二に、運輸大臣の認可を経て鐵道債券を發行することができるといふことが書かれておるわけですが、この鐵道債券の發行の仕方とか、それについての構想について、大臣はどのようにお考えになつておられるかといふことを伺ひたい。

○大屋國務大臣 まだその詳細の規定は今考究中でございまして、きめてお

説明によりますと、これはおつて政令で出すということになるやに承つたのであります。しかし債券の発行の仕方というものについては、将来の国有債券のあり方というものに対して、相半に大きく響くものだというように考へるのであります。この債券の発行方法なり、その額なり、あるいはそのもの引受けをどういふうな形、構造のよ

とにつくるのかということについて

は、將來国会といつたにしても、相当重要視しなければならぬ問題だと私は思うのであります。現在のところ政府としては、それを一片の政令で規定してしまふという御所存であるかどうかということを、あらためてお聞きいたします。

○大屋國務大臣　その点は十分考究

たしまして、むりのないものをつくり

まして、政令でやはり公布しようと思つております。

○石野要員 私はこので、自分の意圖で討論ということはありません。ただいまの大臣の御説明にありますが、ただいまの大臣の御説明にありますが、ただいまの大臣の御説明にありますが、

○大屋國務大臣 そういう鉄道基本法

の詳細にわたつた部分々々の点、総括して全部国会に提出し、諸君の御審議を願へば、これは非常に完全無欠であります。残念ながらそこまでできなかったわけなので、こしらえるものは早く言えば、これは会社にはいたしません。つまり金融の方式でありますから、十分そのないものをつくつて行きたいと思つております。

○足羽政府委員 鉄道債券につきましては、これの限度あるいは償還計画につきましては、この法律に規定されております。またいかなる条件でどういふふうな鉄道債券を出すかという詳細につきましては、しばしば御説明いたしましたように、政令でこれをきめることになるかと思つております。が、企業利益、あるいは債権者の保護、そういう点を十分勘案いたしました上で、どういふ点をどういふふうにきめるかという点について、まだ関係のところという研究中でございますので、まだ実は遺憾ながら御説明申し上げる段階になつておらぬ、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○石野委員 政府の説明で、現在は十分な説明をする段階に達してないということはよくわかつたのであります。そこで私は委員長にお願いしたいのでありますけれども、この問題は将来政令として、政府がそれを実施するということだけではなく、一応委員会といたしましても、この点についてはなお十分各党ともやはり意見をかわせて、こういう問題についての考え方、国会としての基本的なものをひとつ審議しておかれますように、委員長をお願いいたします。

昭和二十四年十二月三日印刷

昭和二十四年十一月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所

○稲田委員長 先ほど関谷委員より質疑終局の動議が提出されておりました。しばらくこれ待つてもらつたのであります。この程度において本案に対する質疑を打ち切りたいと思ひます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○稲田委員長 御異議なしと認めます。これによつて質疑を打ち切りました。

○稲田委員長 これより去る十一月十五日に付託になりました道路運送法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。まず政府より本案に対する趣旨の説明を求めます。運輸大臣大屋君。

道路運送法の一部を改正する法律案
道路運送法の一部を改正する法律案
道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「陸運局長を「陸運局長又は都道府県知事」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○大屋國務大臣 道路運送の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

従来道路運送行政につきましては、道路運送法によりまして、全国各都道府県に設置された道路運送監理事務所に、その一部を所掌いたさせておりましたが、本年六月一日より施行したされた運輸省設置法によりまして、これら道路運送監理事務所は七

月三十一日をもつて廃止いたし、八月一日よりは全国所要の地に陸運局分室を設置いたしまして、これに所掌いたさせることになりました。

政府といたしましては、地方自治強化の見地から、さきに中央出光機関は原則として地方に委譲いたす方針を定めましたので、陸運局分室設置に際しまして、これら分室は八月一日より陸運局所在地以外の各都道府県に設置した上、さらに十月三十一日をもつて廃止いたし、十一月一日より都道府県に所要の機構を設置いたしまして、これに分室の所掌業務を委譲するように決定いたしました。しかしてさる十一月一日地方自治法施行規程を改正いたしまして、全都道府県に陸運事務所を設置いたしますとともに、臨時物資需給調整法に基く運輸大臣の権限の一部を、都道府県知事に委任する省令を制定いたし、さらにまた道路運送法に基く運輸大臣または陸運局長の職権のうち、貨物、軽車両運送事業に關するもの、及び自動車検査、整備、登録等に関するものにつきましては、道路運送法施行令を改正いたしまして、これを都道府県知事に委任いたしましたのであります。陸運事務所の業務の根幹でありますものの自動車、運送事業に關する職権、及び自家用自動車の使用監督に關する職権の一部を、都道府県知事に委任いたしました。めには、道路運送法の改正を必要といたしますので、本改正法案を提案いたす次第であります。

本改正案は同法第四條第二項第一号におきまして、すでに運輸大臣の職権の一部を委任されております陸運局長の他に都道府県知事を追加いたしました。

て、自動車運送事業及び自家用自動車の使用に關し、おおむね従来の陸運局分室長の所掌いたしておりました事項を、都道府県知事に委任いたさんとするものであります。なお本法案の附則におきまして、本法は公布の日から即日施行いたすよう規定いたしております。

○稲田委員長 本案に対する質疑は、次会よりこれを行うことにいたします。

なお念のために申し上げますが、午後は一時より第十委員室におきまして、國際觀光ホテル整備法案の起草に關しまして、觀光事業振興方策樹立特別委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、厚生委員会及び運輸委員会との連合審査会が開かれることになつておりますので、御出席を願ひたいと思ひます。午後觀光委員会が終了いたしましたならば、引続きましてこの運輸委員会を開きまして、国有鉄道法の一部を改正する法律案の討論採決をいたしたいと思つております。なお時間がありません。臨時休憩いたします。

午後零時二十九分休憩
「休憩後は開会に至らなかつた」